参考資料

- 1.用語集
- 2. 策定経過等

1. 用語集

【あ行】

アクセス性

車、バス、鉄道、徒歩などの交通手段によっ て連絡していること。

NPO

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員 に対して収益を分配することを目的としない団体 の総称。NPOのうち、特定非営利活動促進法 に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目 的とし、同法の定めるところにより設立された法人 のことを NPO 法人という。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維 持・向上させるための、住民・事業主・地権者 等による主体的な取組み。

【か行】

拡散型都市

都市基盤が不十分な郊外部へ市街地が拡大 し、非効率な公共投資による行財政運営の悪化 が懸念される都市構造。

鴨川市人口ビジョン

本市における人口の現状を分析するとともに、 人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目 指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示す るための計画。平成52年時点の本市の目標人 口を設定している。

鴨川市耐震改修促進計画

耐震化を促進するための施策を総合的に推進 し、市民等に耐震診断及び耐震改修等の必要 性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行 い、建築物の安全性の向上を図り、地震による 建築物の被害を最小限に留め、市民等の安全 を確保していくことを目的とした計画。

鴨川市地域公共交通網形成計画

地域公共交通の活性化及び再生に向けて、 市行政をはじめとする交通に関わる様々な主体が 相互に協力し、地域公共交通網を持続可能な かたちで形成していくことを図ることを目的とした計 画。

鴨川市地域防災計画

鴨川市で発生する災害に関し、予防活動、 応急対策活動及び復旧活動等の一連の災害対 策を実施するにあたり、防災関係機関、鴨川市 民及び事業所がその全力をあげて、鴨川市民の 生命、身体及び財産を災害から守るため、実施 すべき事務を定めることを目的とした計画。

幹線道路沿道地区

本市が定める特定用途制限地域の適用区域 のひとつで、沿道型サービス施設が立地する利 便性の高い沿道環境を保全するため、風俗施 設、危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工 場等の立地を制限する地区。

既存ストック

既に整備されている道路、上下水道などの都 市基盤施設や公共施設、建築物など。

急傾斜地崩壊危険箇所

崩壊する恐れのある急傾斜地で、高さが5m 以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害 を生じる恐れのある箇所。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊の危険がある急傾斜地で、崩壊すること により多数の居住者等に危害が発生することが 予測される土地および隣接する土地のうち、急傾 斜地の崩壊による災害 防止に関する法律に基づ いて指定される区域。開発行為の制限、土地 の保全努力の義務、改善命令による措置が適用 される。

狭あい道路

本計画においては、建築基準法で定められて いる幅員 1.8m に満たない道路を狭あい道路とし て定義する。

狭あい道路整備事業

住宅等を建て替える際に、道路中心から一定 距離を後退し、その後退用地の提供を受け、後 退した部分の道路整備を市が実施するもの。こ の事業により県の建築審査会の同意を得て許可 されたものについては、接道要件が緩和される。

拠点連携型都市

市内に点在する充実した都市機能を有する複 数の拠点が、円滑な交通ネットワークによって連絡 した都市構造。

緊急避難場所

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合 にその危険から逃れるための避難場所。

緊急輸送道路 1 次路線

大規模な地震が起きた場合における、避難・ 救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等 広範な応急対策活動を広域的に実施するため、 非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的 に、重要な路線を緊急輸送道路として定めてい る。そのうち、隣接都県との連携強化及び県庁 と主要都市等を相互に結ぶ高速道路、一般国 道及びこれらを連絡する幹線道路と、これらの道 路から県の本庁舎及び県土整備部出先機関や 空港及び主要港湾へ通じる道路。

緊急輸送道路 2 次路線

緊急輸送道路1次路線と市町村役場、主要 な防災拠点(救急物資等の備蓄地点等)を相 互に連絡する幹線的な国道、県道、市町村道。

近隣商業地域

用途地域のうち、まわりの住民が日用品の買物 などをするための地域。住宅や店舗のほかに小 規模の工場も建てられる。

景観行政団体

景観計画の策定等、景観法に基づく景観行 政を担う主体で、具体的には、指定都市、中核市、 都道府県が自動的に景観行政団体となる。指定 都市及び中核市以外の市町村は、都道府県知 事との協議を行った後、景観行政団体として景 観行政事務を行うことが可能となる。

建築基準法第6条第1項第4号による指定区域

都市計画区域外の小規模建築物であっても、 確認申請等が必要となる区域。ただし、10㎡以 内の増改築の場合は手続き不要。

建築協定

住宅地としての環境または、商店街としての利 便を高度に維持増進するなどのため、土地所有 者等の全員の合意によって、建築基準法に決め られた最低限の基準に加え、それ以上のきめ細 かい基準を定めて、互いに守りあっていくことを約 東する制度。

建ぺい率

建築基準法に基づく建築物の形態制限のひと つで、建築物の建築面積の敷地面積に対する 割合を指す。敷地内における空地の量を確保し、 建築物の過密化を防ぐことによる市街地環境の 保全と、防火上の安全性の向上などを図るため の規制となる。

公共施設等総合管理計画

地方公共団体が所有する全ての公共施設等 を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計 画的に管理するための計画。

コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、 市が主体的に計画し運行するバス交通。

【さ行】

サイン整備

市民や来訪者にまちをわかりやすく案内するとと もに、地域が有する歴史・文化に対する理解を 深めるために、方向案内表示や施設案内表示を 整備すること。

CSR 活動

企業が社会に対して責任を果たし、社会ととも に発展していくための活動。

市街地再開発事業

市街地内の老朽木造建築物が密集している 地区等において、細分化された敷地の統合、不 燃化された共同建築物の建築、公園、広場、 街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都 市における土地の合理的かつ健全な高度利用と 都市機能の更新を図る事業。

白然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その 利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養 及び教化に資するとともに、生物の多様性の確 保に寄与することを目的に定められた法律であり、 国立・国定公園区域の指定をはじめ、特別地域 の指定や公園事業の決定などが位置づけられて いる。

自然的土地利用

農地、山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷な どのその他の自然地を指す。

斜線制限

良好な市街地環境の確保を図るために、建 築物の高さ、位置などの形態を規制するもので、 道路斜線制限、隣地斜線制限、北側斜線制限 の3種類がある。

修復型まちづくり

大規模な基盤整備等により構造自体を変更 するまちづくりではなく、現状のまちの構造を 踏まえながら、個別の修繕等により少しずつ改 善を重ねながら、良好なまちを作り上げる考え 方。

準工業地域

用途地域のうち、主に軽工業の工場やサービ ス施設等が立地する地域。危険性、環境悪化 が大きい工場以外は、ほとんどの用途が建てられ る。

準住居地域

用途地域のうち、道路の沿道において、自動 車関連施設などの立地と、これと調和した住居 の環境を保護するための地域。

商業地域

用途地域のうち、銀行、映画館、飲食店、 百貨店などが集まる地域。住宅や小規模の工場 も建てられる。

森林法

森林計画、保安林その他の森林に関する基 本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生 産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の 発展とに資することを目的に定められた法律であ り、森林保護や保安林の指定などが位置づけら れている。

スプロール化

郊外部において、十分な基盤整備がされない まま無秩序な開発が行われ、市街地が拡大して いくこと。

スポーツツーリズム

プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参 加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人 口の拡大や地域経済への波及効果などを目指す 取組み。

生活利便施設

銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、 商店街など、住宅の周辺にある生活に必要な 諸々の施設。

接道義務

都市計画区域内又は準都市計画区域内で は、建築物の敷地は、原則として建築基準法上 の道路に2m以上の幅で接しなければならない。

セットバック

敷地の前面道路が建築基準法に基づいた道 路(幅員4m以上)に満たない場合、4m幅員 を確保するため、道路境界から一定距離を後退 して敷地の一部を道路部分として負担すること。 道路の中心線が確定している場合は、中心線か ら2m、道路の反対側が崖または川などの場合 は4m後退した線が道路境界とみなされ、その 線まで後退した上で建築を行う必要がある。

【た行】

第一種住居地域

用途地域のうち、住居の環境を守るための地 域。3.000mまでの店舗、事務所、ホテルなどが 建てられる。

第2次鴨川市総合計画

鴨川市の中長期的な視野に立ったまちづくりを 総合的かつ計画的に進めていくためのまちづくり の基本方針となる計画。

第二種住居地域

用途地域のうち、主に住居の環境を守るため の地域。店舗、事務所、ホテル、カラオケボック スなどが建てられる。

地域地区

都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつ で、都市計画区域内の土地をその利用目的に よって区分し、建築物などについての必要な制限 を課すことにより、地域又は地区を単位として一 体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするも Ø) o

地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街 区レベルの都市計画。それぞれの地区の特性に ふさわしいまちづくりを誘導するため、住民の合意 に基づいて、地区の目標や方針、道路・公園な どの位置や建築物の用途や規模、形態などの 制限をきめ細かく定める。

千葉県土地利用基本計画

千葉県の区域について、適正かつ合理的な 土地利用を図るために、国土利用計画の国及び 県計画を基本として策定された計画。都市計画 法、農業振興地域の整備に関する法律、森林 法、自然公園法、自然環境保全法等に基づく諸 計画に対する上位計画として行政部内の総合調 整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直 接的に、開発行為については個別規制法を通じ て間接的に、規制の基準としての役割を果たす。

津波避難タワー

津波からの緊急的・一時的な避難を行うため の構造物。

津波避難ビル

時間的猶予や地形的条件等の理由により、津 波からの避難が特に困難と想定される地域にお ける、緊急的・一時的な避難をする為の鉄筋コ ンクリート3階建以上の施設。

低炭素まちづくり

低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能 で活力ある国土づくりを推進する観点から、多く の二酸化炭素が排出されている都市の低炭素化 の促進に配慮したまちづくり。

特定行政庁

原則として、建築主事の置かれた区市町村の 区域内については、当該区市町村の長のことを いい、その他の市町村の区域内については、都 道府県知事のことをいう。

特定用途制限地域

良好な環境の形成や保持のため、地域の特 性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、 地域環境を阻害するような制限すべき特定の建 築物等の用途の概要を定めた地域。指定地域 では、定められた用途については立地が制限さ れる。

都市基盤

道路や公園など、都市の骨格を形成し、円滑 な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持す るための施設の総称。

都市経営コスト

道路橋梁、公園、上下水道などのインフラの 整備や維持管理等にかかる行政コスト。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

県が定める都市計画区域ごとの都市計画の 基本方針であり、おおむね20年後の都市の姿を 展望した上で、都市計画の目標や主要な都市計 画の決定の方針などを示す。

都市計画審議会

都市計画に関する事項を調査・審議するため に設置された附属機関の総称で、都道府県都 市計画審議会と市町村都市計画審議会の2種 類がある。

都市公園

住民の利用に供する身近なものから広域的な 利用に供するものまで、様々な規模、種類のもの があり、その機能、目的、利用対象等によって 住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公 園)、都市基幹公園(総合公園、運動公園)、 大規模公園(広域公園、レクリエーション都市)、 国営公園、特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、 緑道に区分される。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を 定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の 福祉の増進に資することを目的として制定された 法律で、都市公園の定義や、管理に係る事項 等について定められている。

都市施設

都市の骨組みになる施設のことで、道路・駐 車場などの交通施設、公園・緑地・広場などの 公共空地、水道・電気供給施設・下水道など の供給施設・処理施設等を指す。都市施設のう ち、特に重要なものは、あらかじめその位置を都 市計画で定めておくことができる。

都市的土地利用

住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設 用地、公共公益用地、オープンスペース(公園 緑地、ゴルフ場など)、その他の空地(駐車場、 資材置場、造成用地など)、交通用地(道路用地、 鉄道用地など)。

土砂災害危険箇所

土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、 地すべり危険箇所(地すべりの発生する恐れが あると判断された区域のうち、河川・道路・公共 施設・人家等に被害を与える恐れのある範囲) の3つの危険箇所の総称。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民 等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると 認められる区域であり、危険の周知、警戒避難 体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築 物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著し い危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、 特定の開発行為に対する許可制、建築物の構 造規制等が行われる。

土石流危険渓流

渓流の勾配が 15 度以上で土石流発生の危 険性があり、人家や公共施設に被害を生じる恐 れのある渓流をいう。また、人家や公共施設が ない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が 新規に立地する可能性があると考えられる場所に 流入する渓流も含む。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、道路、公園、 河川等の公共施設の整備・改善及び宅地の利 用の増進を図るために行われる土地の区画形質 の変更や公共施設の新設又は変更に関する事 業。

【な行】

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づい て都道府県知事が定めるもので、自然的、経済 的、社会的諸条件を考慮して一体として農業の 振興を図ることが相当であると認められる地域。

農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、 各市町村が定める計画で、地域の農業をどのよ うに発展させていくべきかが記載されている。併 せて市町村の中で、将来にわたって農業のため に利用していくべき土地を「農用地区域」として 定める。

農業振興地域の整備に関する法律

自然的経済的社会的諸条件を考慮して、総 合的に農業の振興を図ることが必要であると認め られる地域について、その地域の整備に関し必 要な施策を計画的に推進するための措置を講ず ることにより、農業の健全な発展と国土資源の合 理的な利用に寄与することを目的として制定され た法律で、都道府県知事による農業振興地域 の指定や市町村による農業振興地域整備計画 の策定などが位置づけられている。

農地転用

農地を農地以外のものとすること、農地を農地 以外のものにするため所有権等の権利設定又は 移転を行うこと。

ノーマライゼーション社会

高齢者や障がいのある人が、そうでない人と同 じように普通の生活を営むことができ、かつ差別 されない社会。

【は行】

パーク・アンド・ライド

最寄り駅まで自動車でアクセスし駅に近接した 駐車場に駐車し、公共交通機関(主に鉄道や バス)に乗り換えて、目的地まで移動する方法。

バリアフリー化

道路や建物内の段差など、物理的な障壁を取 り除き、生活しやすくすること。

日影規制

住居系用途地域等において日照を確保するた め、条例によって中高層建築物により生じる日影 の時間を制限し、近隣の日照を確保するもの。

非線引き都市計画区域

既に市街地を形成している区域や、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を促進す る「市街化区域」と、豊かな自然環境や農地な どを守るとともに、無秩序な土地利用を防ぐため、 市街化を抑制する「市街化調整区域 | に区分(線 引き) されていない都市計画区域。

避難所

災害の危険性があり避難した住民等を、災害 の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、ま たは災害により家に戻れなくなった住民等を一時 的に滞在させるための施設。

フィールドワーク

野外など現地での実態に即した調査・研究。

複合市街地

住居を中心として、店舗や事務所、工場など、 様々な用途が混在して形成されている市街地。

防火・準防火地域

市街地における火災の危険を防ぐため、容積 率の高い地域や住宅と工場の混在する地域など に指定される地域。一定規模以上の建築物は 耐火建築物とすることが義務付けられるため、延 焼防止など地域の防災性向上が図られる。防火 地域は、主として商業地域等の高密度の土地利 用が行われる市街地、準防火地域は、主として 木造建築物の密集した市街地に指定される。

防災マップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲 を地図化したもの。

【や行】

U・J・Iターン

Uターン:出身地から転出し再度出身地に住む。 「ターン: 出身地から転出し、出身地の近隣都 市や街に住む。

I ターン: 出身地に関係ない地域に住む。

ユニバーサルデザイン

高齢者や身体障がい者という特定の人に限定 せず、また、あらゆる体格、年齢、障がいの度 合いに関係なく、できるだけ多くの人々が利用可 能であるように製品、建物、空間等をデザインす ること。

容積率

建築基準法に基づく建築物の形態制限のひと つで、建築物の延べ面積の敷地面積に対する 割合を指す。建築物の密度規制を行うことにより、 道路などの公共施設の整備状況に見合った密度 に抑えるための規制となる。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、建 築物の無秩序な混在を防ぎ、合理的な土地利 用が行われるように定められた都市計画。住居、 商業、工業など目指すべき市街地像に応じて用 途別に12種類に分類されており、用途地域ごと に建築物の用途や容積率、建ペい率等の制限 が定められている。

【ら行】

リゾート産業地区

本市が定める特定用途制限地域の適用区域 のひとつで、リゾート産業が集積した観光地とし ての環境を保全するため、3.000m以上の店舗・ 事務所や風俗施設、危険性や環境を悪化させ る恐れが少ない工場等の立地を制限する地区。

2. 策定経過等

(1)鴨川市都市計画マスタープランの策定経過

【平成 25 年度~ 27 年度】

年 月 日	事項	
平成 25 年度	鴨川市都市計画マスタープラン改定基礎調査業務	
平成 25 年 11 月	まちづくりアンケート調査	
平成 26 年 8 月 4 日~ 26 日	地区別懇談会(市内 12 地区)を開催	
平成 26 年 9 月	職員アンケート調査	
平成 26 年 10 月 20 日	各種団体長会議	
平成 26 年 11 月	ウェブアンケート調査	
平成 27 年 1 月 24 日	第1回まちづくり市民会議	
平成 27 年 2 月 22 日	第2回まちづくり市民会議	
平成 27 年 3 月 27 日	平成 26 年度第 1 回鴨川市都市計画審議会(諮問)	
平成 27 年 3 月 28 日	第3回まちづくり市民会議	
平成 27 年 4 月 26 日	第4回まちづくり市民会議	
平成 27 年 5 月 24 日	第5回まちづくり市民会議	
平成 27 年 6 月 27 日	第6回まちづくり市民会議	
平成 27 年 10 月 21 日	平成 27 年度第 1 回鴨川市都市計画審議会	
平成 27 年 12 月 18 日	平成 27 年度第 2 回鴨川市都市計画審議会	
平成 28 年 1 月 28 日	平成 27 年度第 3 回鴨川市都市計画審議会	
平成28年2月8日~3月8日	鴨川市都市計画マスタープラン(原案)に対する パブリックコメントの募集	
平成 28 年 3 月 24 日	平成 27 年度第 4 回鴨川市都市計画審議会(答申)	

(2) 鴨川市都市計画審議会委員名簿

種別	氏 名	役職等	備考
1号委員(識見を有する者)	阿比留 勝利	城西国際大学 観光学部 客員教授	
	吉村 敦広	一般社団法人 鴨川市青年会議所 理事長	
	鈴木 健史	一般社団法人 鴨川市観光協会 会長	
	安藤 啓子	元商工会役員	
	石渡 清実	鴨川市農業委員会会長	
	寺尾 忠行	鴨川市商工会会長	会長
	永嶋 良子	建築士	
2 号 委 員	辰野 利文	鴨川市議会 議長	
	庄司 朋代	鴨川市議会 副議長	
	久保 忠一	鴨川市議会 建設経済常任委員会委員長	副会長
3号委員(関係行政機関の職員)	中橋 正	千葉県安房土木事務所長	~H27.3.31
	西川 正治	千葉県安房土木事務所長	H27.4.1~
	大友 昌弘	鴨川警察署長	~H28.2.7
	西原 晋二	鴨川警察署長	H28.2.8~
	坪井 勇一郎	鴨川消防署長	
	朝川康彦	千葉県南部林業事務所長	



鴨 都 建 第 3696 号 平成 27 年 3 月 27 日

鴨川市都市計画審議会会長 様

鴨川市長 長谷川



鴨川市都市計画マスタープラン改定について (諮問)

鴨川市都市計画審議会設置条例(平成17年鴨川市条例第136号) 第2条の規定に基づき、鴨川市都市計画マスタープラン改定に当た り、貴審議会の意見を求めます。

平成28年3月24日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様



鴨川市都市計画マスタープラン改定について (答申)

平成 27 年 3 月 27 日付け鴨都建第 3696 号で諮問のありましたこのことについ ては、本審議会で慎重に審査した結果、下記のとおり答申します。

記

都市計画マスタープランについて、原案のとおり異議ありません。なお、計 画の実行にあたっては次のように求めます。

- 1. 質の高い都市づくりに向け、都市計画区域の統合・再編の手続きについて は、速やかに進めること。
- 2. 本計画の推進にあたっては、今後の社会経済情勢の変化などにも十分留意 し、適正な進行管理を図るとともに、多様な主体が連携した協働のまちづ くりに努めること。



鴨川市都市計画マスタープラン

地域が輝く拠点連携型の環境共生都市・鴨川 ~鴨川版コンパクトシティの創出~

平成28年3月

編集・発行 鴨川市都市建設課 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚 1 4 5 0

☎ 04-7092-1111

URL http://www.city.kamogawa.lg.jp/

